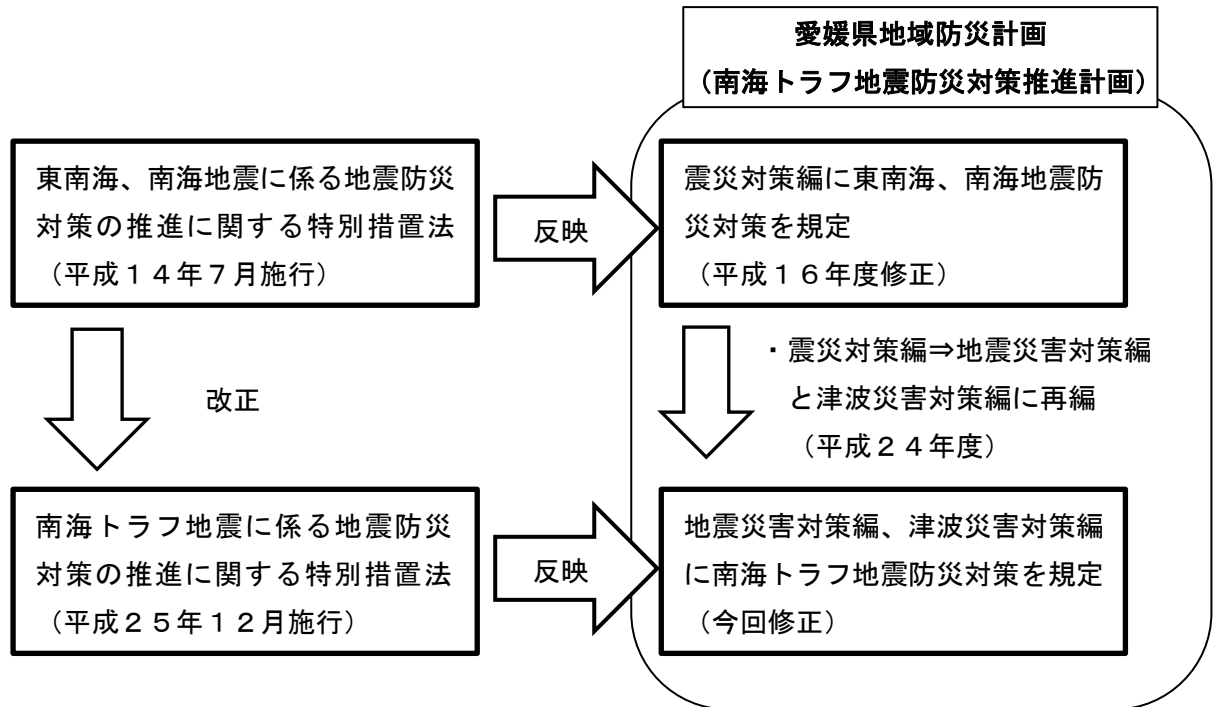


愛媛県地域防災計画の修正概要
(南海トラフ地震防災対策推進計画の概要)

◇背景



◇推進計画に係る事項

- ・法第5条に定める事項を、地域防災計画に規定
- ・具体的には、推進計画の基本となる事項が定められた、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議：平成26年3月28日策定）に基づき修正

《推進計画の概要》

法第5条に基づき、地域防災計画において以下の事項を定めるもの。

- 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（法改正により、その具体的な整備目標及び達成期間を定める）
- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 関係者との連携協力の確保に関する事項
- 南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令に定めるもの（教育、広報）

※下線部・・・今回、地域防災計画に追加・修正した事項

◇修正概要

(1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等

地震防災上緊急に整備すべき施設等については、地震防災対策特別措置法（以下、「地防法」という）においても規定されており、本県は、当該施設について、地防法第3条に基づく5ヶ年の整備計画である「地震防災緊急事業五箇年計画」

により整備を行っているため、南海トラフ地震特別措置法に規定する地震防災上緊急に整備すべき施設等に係る具体的な整備目標及びその達成期間については、「地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する旨追加

なお、地防法に定めのない施設（津波防災地域づくりに関する法律（以下、「津波新法」という）に基づく津波防護施設等）については、別途、個別の計画（津波新法に基づく推進計画等）により具体的な整備目標及びその達成期間を定め、計画的な整備を図る旨追加（地震編 1-4-1「地震防災緊急事業五箇年計画」等の項目に追加）

（２）津波からの防護

- ・海岸保全施設等の整備について、海岸保全施設、漁港施設、河川管理施設、海岸防災林に加え、津波新法に定める津波防護施設を追加
- ・津波防護施設の整備に当たっては、市町が作成する津波新法に基づく推進計画に定める施設を対象に、整備目標及び達成期間を定め計画的に整備する旨追加（津波編 2-8-3「海岸保全施設等の整備」等の項目に追加） 等

（３）津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助

- ・南海トラフ地震防災対策計画の策定対象について、具体的に、県津波浸水想定の水深 30 cm 以上の浸水が想定される区域（町丁目、字）に存する法施行令第 3 条に掲げる事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を策定する旨明記（津波編 2-9-5「住民等の避難誘導體制」の項目に追加）
- ・救助に係る応急対策に加え、市町に対する救助・救急体制の整備に係る助言や、自衛隊、警察、消防等実動部隊の救助活動における連携の推進等、県が事前に講ずべき措置を追加（津波編第 2 編第 9 章「津波避難体制の整備」に、「2-9-6 迅速な救助」の項目を新たに追加）
- ・被災建築物応急危険度判定士の講習、認定、登録及び協会等への派遣要請に加え、災害対策本部や避難所等の防災活動拠点となる建築物の被災建築物応急危険度判定を速やかに実施する体制の整備を追加（地震編 2-9-5「被災建築物等に対する安全対策」の項目に追加）
- ・電力事業者の災害時の広報について、具体的に、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う旨明記（津波編 3-15-4「電力施設」の項目に追加） 等

（４）関係者との連携協力の確保

民間事業者の対策に加え、県、市町と民間事業者の協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策や、県、市町による一時滞在施設等の確保対策等を追加（地震編第 3 編第 7 章「災害拡大防止活動」等に、「帰宅困難者への対応」の項目を新たに追加）等